

8 教育・研究関係

ア 教育主体等

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
学校法人の要件緩和 (文部科学省)	<p>学校法人の設立要件については、構造改革特区における特例措置として校地・校舎の自己所有要件の緩和が認められたところであるが、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、全国的な緩和について、特区における状況も十分に踏まえながら検討し、所要の措置を講じる。</p> <p>【学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成15年文部科学省告示第41号）の一部改正】</p>	改定・教育ア	一部措置済	検討・結論	措置
学校法人会計制度の見直し (文部科学省)	<p>事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、学校の特性を踏まえつつ、例えば基本金の在り方の見直しや時価情報による評価など新しい企業会計基準の考え方を取り入れることなどについて検討を行い、学校法人会計基準を改正する。【学校法人会計基準の一部改正（平成17年3月）】</p>	改定・教育ア	措置済		
学校法人における財務情報の開示促進 (文部科学省)	<p>a 学校法人に対し、財務書類及び背景となる事業方針等を分かりやすく説明した事業報告書の公開を法律で義務付ける。また、広く周知を図るという観点から、財務書類及び事業報告書の記載内容をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。【私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)】</p>	改定・教育ア	措置済	4月施行	
	<p>b 財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。</p>				
国立大学法人の評価に基づく組織の見直し (文部科学省)	<p>a 国立大学法人の中期目標・中期計画においては、国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画が、数値目標の設定等も含め、可能な限り具体的なものとなるよう工夫することが重要であり、これらの評価が適切に行われるよう、中期目標・中期計画に関する評価基準を明確化する。</p> <p>【国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各</p>	改定・教育ア	結論		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>年度終了時の評価に係る実施要領（平成16年10月25日）】</p> <p>b 国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていないと判断された場合は、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について適切な措置が採られるようにする。評価の結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得る。</p> <p>c 国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画に関する評価基準として、国立大学法人評価委員会により「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」が取りまとめられているが、その評価基準が国立大学法人の継続的な質の向上に真に資する内容となっているか、評価に関する作業が過重な負担となっていないか等の観点から、継続的に見直す。また、その結果について、審議内容も含め広く公表する。</p>				<p>最初の中期目標期間終了時まで速やかに結論</p> <p>平成17年度以降継続的に実施</p>
株式会社、NPO等による学校経営の解禁（文部科学省）	株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。	改定・教育ア	平成16年度以降検討		
学校に関する「公設民営方式」の解禁（文部科学省）	<p>a 以下の点に留意しながら、「公私協力学校法人」方式による公設民営学校を導入する。</p> <p>公設民営方式の地方公共団体にとっての意義は、多様な教育ニーズに応えることが困難である公立学校の運営に際して民間の創意と工夫を活用することと、公立学校の設置・管理に要する公的資金をより効率的にすることにある。このため、「公私協力学校法人」にあっても、この趣旨を踏まえて、地方公共団体の設置意図の下でサービス内容が多様で柔軟、かつ生</p>	改定・教育ア		措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>徒・保護者の満足度が十分に高いものであるとともに、運営等に当たって公私協力学校法人に対して支出される公的資金はできるだけ効率的に、かつ私立学校間の公平性が確保されるように使われることが望ましいこと。</p> <p>「公私協力学校法人」に参加する民間主体の選定・継続に当たっては、地方公共団体の政策意図その他の条件をあらかじめ公表した上で、公正な審査により行われることが必要であり、教育サービスに関する品質と地方公共団体の財政上の負担の有無・その程度等を勘案して、地方公共団体やその住民にとって最も有利となるような主体が選ばれる必要があること。</p> <p>「公私協力学校法人」方式による公設民営学校は、あくまでも私立学校の一類型として設立されるものであり、「民間のノウハウの活用」を導入の目的としている以上、その運営にあたり地方公共団体の政策意図が、学校運営に適切に反映されると同時に、NPO法人等の自由な創意工夫とイニシアチブが最大限発揮される制度とすること。</p> <p>「公私協力学校法人」の適切な運営を確保する観点から、財務、経理、カリキュラム、入学選抜、単位認定、教職員に関する情報等、運営全般に関する情報の公開を徹底するとともに、保護者や生徒による学校・教職員の評価を最大限重視する制度とすること。</p> <p>「公私協力学校法人」の適切な運営や公費の適切な使用を確保する観点から、地方公共団体の政策意図の実現が十分になされない場合や、生徒や保護者の評価を得られない運営がなされる場合には、地方公共団体から設立時に出資、譲渡その他提供をした財産等については、地方公共団体に返還・返上する等、民間事業者のモラルハザードが生じないように配慮される必要があること。</p>				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>さらに、「公私協力学校法人」が適切に運営されていない場合、在籍する生徒等の移籍等に配慮した上で、地方公共団体が必要な措置を採ることによって協力を解消できるようにすること。</p> <p>【構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成17年法律第57号)】</p> <p>b 契約に基づき公立学校の運営を包括的に管理・運営委託する方式については、行政事務の民間委託の基本的な在り方等に関する考え方の整理を踏まえつつ、引き続き検討を行う。</p>				
経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化 (文部科学省)	教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う。	重点・教育4〔改定・教育ア〕		研究・検討開始	検討・結論

イ 初等・中等教育

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し (文部科学省)	<p>a 現行の私立学校法(昭和24年法律第270号)第10条は、私立学校関係者以外の民間有識者等を私立学校審議会の構成員数の4分の1以上にしてはならない等と規定している。しかし、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、私立学校審議会の構成員比率及び委員候補者の推薦に関する現行の規定を私立学校法から削除することを内容とする法案を第159回国会に提出する等所要の措置を講ずるとともに、私立学校審議会の構成員比率等の見直しの趣旨を通知等で関係者に十分に周知する。</p> <p>また、私立学校審議会をより開かれたものにするために、委員名簿や議事概要等については、各都道府県のホームページ等において公開することを促進する。</p>	改定・教育イ	措置済	4月施行	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>【私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）】</p> <p>b 私立学校審議会の構成員比率等について規定が置かれていたが、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、平成16年に私立学校法から削除された。私立学校審議会は、都道府県知事の私立学校における行政の適正を期するために置かれているものであり、私立学校審議会の委員の構成が審査対象者と直接の利害関係がある者を含むことは、私立学校審議会の公正な運営の観点から好ましくないため、各都道府県の私立学校審議会の委員の改選に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、私立学校審議会の委員の構成・運営の公正性・中立性に特に配慮するよう、各都道府県に周知徹底する。</p> <p>【平成17年度都道府県私立学校主管部課長会議資料1-4（平成17年10月3日）】</p> <p>c 私立学校審議会の運営の公正を期するため、委員名簿や議事概要等について各都道府県のホームページ等において公開することを促進するため、公開の実態について調査を行い、結果を公表する。</p>			措置済	
				平成17年度以降継続的に実施	
年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化（文部科学省）	高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進めるとともに、学校教育における年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進める。	改定・教育イ	平成16年度から検討開始		
高校卒業レベルの学力認定制度（文部科学省）	高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験の在り方について検討し、所要の措置を講じる。【高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）生涯学習政策局長通知（平成17年2月17日）】	改定・教育イ	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
学校の自己点検評価の促進 (文部科学省)	<p>小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の自己点検評価については、平成14年度より各学校の設置基準に盛り込まれたところである。また、その後中央教育審議会においても、自己点検評価の重要性に着目し、一層推進する旨の提言がなされている。</p> <p>そこで、自己点検評価の実施・公表の義務化や、生徒や保護者、地域住民等による外部評価の在り方について、授業内容及び教員の質の評価を含めて学校評価をより多面的に行う観点から検討し、速やかに結論を得る。</p>	改定・教育イ		検討	結論
コミュニティ・スクールの法制化 (文部科学省)	<p>a コミュニティ・スクールは、教職員人事、予算使途及び、教育課程の決定などの学校経営について、学校、保護者、地域の独自性を制度的に担保する一方で、地元代表や保護者代表を含む「地域学校協議会」が地域に対し説明責任を負うという、地域コミュニティに開かれた、責任のある経営体として地方公共団体によって設置される。</p> <p>コミュニティ・スクールを導入することの意義は、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資することであり、また、その存在が、既存の公立学校システム全体の活性化に資することにある。</p> <p>よって、平成17年4月の開校に向け、コミュニティ・スクールの設置手続、地域学校協議会の設置手続・構成・機能のほか、学校長及び教職員について、地域学校協議会が人選についての推薦を含め人事に関与し、任命権者は地域学校協議会の意向を尊重することとするなど、人事に関し地域学校協議会の意向が反映されることが確実に担保されるような、学校長、地域学校協議会、市町村教育委員会、都道府県教育委員会等の権限と責任の在り方を定めた所要の法律改正案を可能な限り速やかに国会に提</p>	改定・教育イ	措置済 (9月施行)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>出する。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第91号）】</p> <p>b 平成16年6月にコミュニティ・スクールが法制化され、学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者が一定の権限を持って学校運営に参画することが可能となった。そこで、その適切な運用に向けたフォローアップの一環として、学校運営協議会制度の活用状況に関する情報を公開する。</p> <p>c 社会や地域住民・保護者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資するというコミュニティ・スクール導入の意義を踏まえ、例えば、運営についての第三者による評価の推進、学校運営協議会の運営状況や協議内容の地域住民や保護者等への情報公開の徹底など、地域に開かれ、地域に支えられる学校を作るための地方の主体的な取り組みについて、国としても、これを促進するための方策を講ずる。</p>				
				平成17年度以降継続的に実施	
				平成17年度以降継続的に実施	
加配教員制度の改善等（文部科学省）	a 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び同法施行令では、少人数指導等の指導方法改善のための定数等のいわゆる加配定数の活用方法が定められており、都道府県教育委員会がこれらの規定以外の目的に活用することはできないが、この加配定数については、一学級の児童生徒数を減らすことに伴う担任教諭の増加に対応するために活用すること等、都道府県教育委員会の判断で加配定数を弾力的に活用することについて可能なものから実施する。【義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律等の施行及び関連諸制度の見直し等について（平成16年4月1日初等中等教育局長通知）】	改定・教育イ	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>b 構造改革特区における市町村費による教職員配置の導入については、速やかに全国化に向けて、都道府県が市町村に対して、費用分担を含めた協力をし、国の標準を下回る形での少人数学級編制を行うことができるよう、都道府県や市町村の意見を踏まえつつ、市町村立学校教職員給与負担法の規定の見直しを検討し、結論を得る。</p> <p>(第164回国会に関係法案提出)</p>		検討・結論	法案提出	法案成立後公布・施行
教科書採択地区の町村単位の設定の容認 (文部科学省)	<p>公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する。</p> <p>よって、町村のニーズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。</p>	改定・教育イ	平成16年度以降継続的に検討・逐次実施		
在留外国人児童生徒に対応した教育の充実 (文部科学省)	<p>在留外国人児童生徒に対する教育を充実するため、日本語指導等特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の配置や、母語を用いた指導協力者の在り方等に関する調査研究等の施策を充実する。</p>	改定・教育イ	措置済		
幼稚園・保育所の一元化 (文部科学省、厚生労働省) <福祉イの再掲>	<p>地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。</p> <p>(第164回国会に関係法案提出)</p>	改定・福祉イ、改定・教育イ	一部措置済(取りまとめ)	法案提出	法案成立後公布・施行

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
「学校給食衛生管理の基準」において、クックチルシステムが導入可能であることを明確化 (文部科学省)	平成16年度中に学校給食衛生管理の基準を改正し、各学校の設置者が安全な学校給食の実施に支障がないと判断する場合には、学校給食にクックチルシステム(加熱調理した食品を急速冷却して保存し、必要な時に再加熱するシステム)を導入することが可能であることを明確化する。 【学校給食衛生管理の基準(平成9年4月1日文科省体育局長通知)の一部改正(平成17年3月)】	改定・教育イ	措置済		
職員の健康診断の期日に関する基準の弾力化 (文部科学省)	職員の健康診断については、6月30日までに行うこととされているが、学校の設置者の判断により、適切な時期を定めて行うことを可能とする。 【学校保健法施行規則(昭和33年6月13日文科省令18号)の一部改正(平成17年3月)】	改定・教育イ	措置済		
学校の夏期休業等を利用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与 (法務省) <法務ウの再掲>	外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動に対し、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、「特定活動」の在留資格を決定する。 【平成17年法務省告示第104号(平成17年2月17日施行)】	改定・教育イ	措置済		
スクールカウンセラーの選考要件の周知徹底 (文部科学省)	スクールカウンセラー活用事業において、スクールカウンセラー等の選考要件について、地域的偏在等を総合的に勘案して弾力的に運用しうることを周知徹底する。(なお、これに関連し、平成17年度からの交付要綱及び取扱要領の見直しを検討予定。) 【平成17年4月1日文科省初等中等教育教育局長通知(17文科初第46号)】	改定・教育イ		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
保育士資格を有する者への幼稚園教諭二種免許の付与 (文部科学省)	<p>専門学校を卒業して保育士資格を得た者を含め、保育士として一定の在職経験を有する者に対して、平成17年度から新たに幼稚園教員資格認定試験を実施し、幼稚園教員免許取得の道を開く。</p> <p>【教員資格認定試験規程改正（平成16年3月31日 文部科学省令第18号）】</p>	改定・教育イ		措置済	
教職員の出張旅費の市町村負担の可能化 (文部科学省)	<p>地教行法第45条第1項に基づき、市町村教育委員会が研修を行う場合において、市町村が教職員の旅費を支弁することを可能とする。</p> <p>(第164回国会に関係法案提出)</p>	改定・教育イ		法案提出	法案成立後公布・施行
学校の教室の天井高に関する規制緩和 (国土交通省・文部科学省) 住宅工の再掲	<p>建築物の天井高については、国民の健康、衛生を確保する観点から、最低確保する必要がある天井高を建築基準法で規定しており、一般の建築物にあつては、2.1m以上、学校(大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。)にあつては、3m以上と定められている。この学校の天井高規制については、設計上の制約のデメリットや建設コスト、既存ビルの学校への転用等の観点から緩和すべきであるとの意見がある一方、学校の教室については、成長過程にある児童生徒にとって健康的な環境を確保する必要がある。</p> <p>このため、学校の教室の天井高が学校生活における児童生徒の心身の健康に与える影響等について、教室の採光や空気質等を含めた総合的な室内環境のあり方の観点から、多様な専門家による調査・検討を行うこととし、これらの結果を踏まえて、学校の教室の天井高のあり方について平成17年度上半期中に結論を得て、その後すみやかに必要な措置を講じる。</p> <p>【建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第334号)】</p>	改定・教育イ	検討	措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
通信制高等学校の校舎に係る専修学校等の施設との兼用の容認 (文部科学省)	通信制高等学校の校舎を整備する際の兼用の取扱いについて、専修学校等他の施設との兼用が可能となるよう高等学校通信教育規程を改正する。また、併せて、通信制高等学校の面接指導等を専修学校等の施設で実施が可能となるよう規定を整備する。	改定・教育イ		措置	
免許状を有しない者の採用選考の拡大 (文部科学省)	a 多様な人材を確保するための方策として、全国規模で学校段階、公私の別、教科を問わず、教員免許状を有していないが、担当する教科に関する専門的知識経験又は技能を有し、また、社会的信望や教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者に対して、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施することについて、積極的に活用するよう、各都道府県教育委員会や学校法人等に促す。	重点・教育1(1)		措置	
	b また、その際、特別免許状について、制度の趣旨等を広く周知徹底し、その活用促進を図ることが必要であり、その一環として、各任命権者において免許状未取得者に係る特例的取扱いの状況を含め、採用選考の状況を広く公表するよう促す。			措置	
	c なお、各都道府県教育委員会等においては、上記のような採用選考を実施する際には、免許状未取得者も応募できる旨を志願者側にも周知徹底するよう促す。			措置	
特別免許状の活用の促進 (文部科学省)	a 現在、特別免許状授与のための教育職員検定の受検に際しては、任命権者・雇用者による推薦が必要とされているが、都道府県教育委員会や学校法人等の任命権者・雇用者は、特定分野に秀でた能力を有する者の雇用が必要となった際に、推薦すべき者を迅速かつ適切に選出・雇用できるよう、日頃から、教育に対する熱意と識見を持ち、専門的知識・技能を有する社会人経験者を幅広く発掘・把握するよう努めることが必要である。その際、本人の資質を証明でき	重点・教育1(1)		措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>る第三者（当該者の採用を希望する学校長等の任命権者・雇用者以外の者）による任命権者・雇用者への事前の推薦を活用するなど、特別免許状の活用を進めるよう促す。</p>				
	<p>b また、任命権者・雇用者と授与権者の間で、第三者による任命権者・雇用者への事前の推薦を踏まえつつ、教育職員検定の必要書類、学識経験者の意見聴取事項についてあらかじめ取り決めを行うなど、事務手続きの簡素化、迅速化を図り、特に私立学校採用への志願者で普通免許状を持たない者が、私立学校において特別免許状の授与の申請が負担となることにより、事実上不利に扱われることのないように配慮するよう促す。</p>			措置	
	<p>c 併せて、他県の特別免許状を有している者については、実務等の観点で、その実績を考慮した簡易な方式で検定を行うなど、教育職員検定の実施に当たって、状況に応じた弾力的取扱いを行うよう促す。</p>			措置	
	<p>d また、学校教育に関し学識経験を有する者から意見を聞くことを含む教育職員検定の透明性を確保するよう、各都道府県教育委員会に対し、適切に合否基準等の情報を公開するよう促す。</p>			措置	
	<p>e 加えて、特別免許状を小学校教員に拡充するなど、小学校においても優れた資質能力をもった多様な人材を確保することが重要であり、要件を満たす者であれば、国語、算数、理科、社会等、複数の教科についてそれぞれの特別免許状を授与することも十分に可能である旨を周知することも含め、小学校教員への特別免許状の授与促進を図るよう促す。</p>			措置	
任期付採用制度の活用（文部科学省）	<p>各地方公共団体において条例を制定することによって、任命権者の判断で公立学校の教職員を任期付きで任用でき、資質の高い教員に関しては、その経験等を考慮した選考による任期の定めのない任用を行うことができるものであること</p>	重点・教育1(1)		措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	を周知する。				
21 教員採用における公正性の確保 (文部科学省)	受験者の関係者の中に、教育委員会関係者、学校関係者、自治体関係者などがいることが、採用に有利に働いているのではないかという懸念が一部にあることも念頭におきつつ、教員の採用については、透明性・客観性が確保された採用選考とすることが必要である。具体的には、面接試験を重視する等、人物重視の採用選考を引き続き進めるとともに、採用の客観性・公正性が損なわれることのないよう、採用選考の実施主体である各都道府県教育委員会等に対して、それぞれが求める教員像を明確にし、学力試験問題や採用選考方法・基準を公表するとともに、面接に当たっては、多様な構成により、幅広く公正な立場から面接を行える者を確保し、選考の過程での利害関係者による接触等を排除するなど、採用選考の透明性・客観性を高め、採用が厳正かつ公正に行われることにより教育への信頼が確保されるよう努めることを促す。	重点・教育1(1)		措置	
22 児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立 (文部科学省)	a 学校教育の成果は教員の資質と熱意に負うところが極めて大きいことから、教員がその資質能力を高め、それを最大限に発揮できるようにすることが重要である。このため、教員一人一人の能力や実績を的確に評価することが求められていることから、平成17年度中に55の教育委員会が、教員の能力や実績を評価するためのシステムに取り組んでいるところであり、そのシステムにおける結果を配置や処遇、研修等に反映するよう、取り組みを促す。	重点・教育1(2)		措置	
	b その際、学校を設置・管理する教育委員会の相談体制を強化して児童生徒・保護者の教員に関する意見等を受け付け、それを教員評価に反映させる工夫をするよう促すとともに、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として			措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。				
	c 校長は児童生徒・保護者による具体の評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す。			措置	
	d 具体的な制度設計は各教育委員会が作成することになるが、国は、授業評価、学級経営、生徒指導等を含む学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を学校評価のガイドラインに位置付ける。			措置	
23 校長評価制度の確立 (文部科学省)	上記 22 に併せて、児童生徒・保護者は学校に対して満足しているか、学校の平均的な学力水準が向上しているか、学校選択制導入以降に児童生徒が増えているか、生徒指導の取組が適切であるかどうか等、学校管理能力など校長の能力や実績を任命権者が客観的に評価する仕組みを早急に確立するよう促す。	重点・教育 1 (2)		措置	
24 条件附採用期間の厳格な制度運用 (文部科学省)	条件附採用制度については、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、上記 22 による評価等を踏まえ、その厳正な運用を文書により促す。	重点・教育 1 (2)		措置	
25 指導力不足教員を教壇から退出させる仕組みの確立 (文部科学省)	a 平成 16 年度までに構築されている全ての都道府県と指定都市において指導力不足教員に対する分限処分等の必要な措置を講じる仕組みについて、これを検証するように促すとともに、一部において取組みが十分でないこともあり、厳正な運用を促す。	重点・教育 1 (2)		措置	
	b 併せて、その際、上記 22 による評価や、既に定められている指導力不足教員の人事管理システムに基づく評価を踏まえた、分限処分とすべき教員を判定するための具体的で明確な運用の指針を任命権者が早急に策定するよう促す。その際、国は指導力不足教員の分限処分に関する			措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	る適切な情報提供を行う。				
26 学校の質の向上を促す学校選択の普及促進 (文部科学省)	a 学校選択制について、市町村教育委員会がその方法や効果等について認識し、児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえつつ、その導入の是非について積極的な検討が行われるよう、学校選択制の好事例をまとめた事例集を全国に配付する。	重点・教育2		措置	
	b これにあわせて、国としても学校選択制の導入の是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を各教育委員会に対して求めることとする。			措置	
	c また、就学すべき学校を指定した後の「変更の申立」について、学校教育法施行規則の一部を改正し、就学通知の際に、「変更の申立」ができる旨を記載するよう制度改正を行う。			措置	
	d さらに、いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求める。			措置	
27学校に関する情報公開の徹底 (文部科学省)	「骨太の方針2005」等に基づいて策定する学校評価のガイドラインの中に、各学校が公開すべき情報項目例を盛り込む。その際、別紙を踏まえるとともに、個人情報保護や児童生徒等の安全確保の観点等に配慮する。情報公開の方法については、当該学校に通学する児童生徒や保護者のみならず、広く一般市民が情報を得られるよう各学校において工夫するよう措置する。	重点・教育3(1)		措置	
28全国的な学力調査の実施 (文部科学省)	全国的な学力調査については、小学校6年生、中学校3年生の全児童生徒が参加できる規模で平成19年度に実施する予定である。学力調査結果の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるよう努めるとともに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与えるものとする。	重点・教育3(2)		検討	速やかに措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
29 幼児の定期健康診断における検査方法の周知徹底 (文部科学省)	幼児の定期健康診断における検査方法について、現行制度下で認められている具体的な視力・聴力の検査方法を、「児童生徒の定期健康診断マニュアル」の改訂の機会をもって周知徹底する。	別表1 - 8		措置	
30 公立学校施設整備費補助金等の交付申請等の事務の簡略化 (文部科学省)	公立文教施設整備費の取り扱いについて、平成17年10月の中央教育審議会の「地方の使い勝手の裁量を拡大するための改革を行うべき」との審議結果等を踏まえ、地方の自主性・裁量性を拡大するために必要な制度改革を行う。 (第164回国会に関係法案提出)	別表3 - 10		法案提出	成立後施行
31 教頭の資格要件の緩和 (文部科学省)	学校教育法施行規則を改正して教頭の資格要件を緩和し、教員免許を持たず、教育に関する職に就いた経験もない者についても、教頭への登用を可能にする。	別表6 - 834			措置(4月)

ウ 高等教育

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
大学の情報公開の促進 (文部科学省)	a 教育環境、研究活動、学生の卒業後の進路、受験者数、合格者数及び入学者数を含む入学者選抜に関する情報など、大学設置基準第2条における「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開することを促進する。【平成17年3月14日文部科学省高等教育局長通知】	改定・教育ウ	措置済		
	b 広く周知を図るという観点から、これらの情報をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。【平成17年3月14日文部科学省高等教育局長通知】		措置済		
	c 通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その		平成16年度以降継続的に実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	更なる促進方策を講ずる。				
大学・学部・学科の設置等の弾力化 (文部科学省)	a 大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、遅くとも平成16年6月までに結論を得る。	改定・教育ウ	6月までに検討・結論	検討・結論	検討・結論
	b 上記校地面積基準の結論を踏まえ、校地の自己所有要件の更なる見直しについて、大学としての質の保証と継続性に配慮しつつ検討し、平成16年度中に結論を得る。		結論	検討・結論	措置
	c 学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。		平成16年度以降検討、できる限り速やかに結論		
認証評価制度の改善 (文部科学省)	大学評価の質を維持し、学生等の大学選択等に資するため、大学設置基準を踏まえ、例えば、教育課程、教員組織及びその教育研究業績、管理運営、施設・設備、さらには財務状況などの在り方を認証評価機関がその実情に応じて評価することは極めて重要である。このような観点から、評価機関の評価実績等を踏まえ、認証評価機関が最低限設けるべき評価項目について検討を行い、その内容を認証基準において定める。【学校教育法第69条の4第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学省令第7号)】	改定・教育ウ	措置済		
複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価 (文部科学省)	中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視して、多様な観点から実施することについて、国立大学法人評価委員会において検討し、結論を得る。	改定・教育ウ	国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時まで措置		
学生に対するセーフティネットの整備 (文部科学省)	大学が廃止されることとなる場合、学生の就学機会の確保を図るため、適切なセーフティネットの整備を検討する。 【「経営困難な学校法人への対応方針について」(平成17年5月16日)】	改定・教育ウ	結論	措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
海外から進出する大学など高等教育の国際的展開に対応した質の保証のあり方 (文部科学省)	海外から我が国に進出する大学は、我が国の学生にとっては国際化に対応した教育の選択肢のひとつであるとともに、海外からの学生受入数拡大の観点からも有意義である。しかし、これらの「大学」は、我が国の大学としての認可を受けておらず、消費者の混乱を招いている面がある。したがって、大学の質保証及び消費者保護の観点から、例えば、国内の第三者評価機関が海外大学についても評価し得るようにするなど、高等教育の国際的展開に対応した質の保証の在り方について検討する。 【学校教育法施行規則改正(平成16年12月13日)】	改定・教育ウ	措置済		
借入金による大学・学部等の設置等の容認 (文部科学省)	学校法人の機動的運営を確保し、大学・学部等の新增設を推進するため、学校法人が大学・学部等を設置する際には、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、借入金による施設及び設備の整備や経営に必要な財産の確保を認める。【学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成15年文部科学省告示第41号)の一部改正】	改定・教育	措置済		
飛び入学制度についての検討 (文部科学省)	18歳未満での大学入学を可能とする飛び入学制度については、飛び入学制度の実施状況や課題等を調査し、その結果に基づき、飛び入学制度の更なる弾力化などその解決策について検討を開始する。	改定・教育	平成16年度から検討開始		
各外国人留学生支援制度に関する関係省の連携 (文部科学省、外務省)	国費外国人留学生制度や有償・無償資金協力による留学生支援制度等、政府による外国人留学生支援制度、さらには私費留学生に対する支援制度の位置付け、特性を踏まえ、施策の取りまとめを行うなど、関係省の施策の連携を図る。	改定・教育ウ	措置済		
世界各国からの多様性のある留学生の確保	近年の特定国からの留学生の顕著な増大や世界各国における社会経済情勢の変化に機敏に対応し、我が国への留学生を世界各国から幅広く受け入れるよう十分に配慮し、毎年度、国別受入数	改定・教育ウ	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(文部科学省、外務省)	の見直しなどを柔軟に行えるような仕組みを各省間で構築する。				
質の高い学生の確保のための仕組み作り (文部科学省)	a 「質」の高い優秀な学生が我が国を留学先として選択するよう、留学先教授の指名、留学生宿舍への優先入居等他の留学生との差別化を図るなど、我が国への留学を促すような仕組みを構築する。	改定・教育ウ	逐次実施		
	b 受け入れた留学生についても、留学期間中の成績等に応じて奨学金の給付を見直すなど、優秀な留学生の更なる就学意欲向上のための仕組みを構築する。		逐次実施		
国費外国人留学生制度等に係る手続の改善 (文部科学省、外務省)	現地におけるニーズの把握、在日留学生からのヒアリング等を通じ、国別に現地の事情に対応した選考・募集を行うなど、より一層留学生の立場に立った募集・選考を行う体制・手続等の改善を図る。	改定・教育ウ	措置済		
渡日前入学許可の推進 (文部科学省、外務省)	渡日前入学許可については、留学希望者の負担軽減の観点から、更に推進すべきである。このため、昨年より実施されている日本留学試験については、在外公館の協力を得て、その実施国・都市の拡大を速やかに図る。	改定・教育ウ	逐次実施		
親日派人材の育成のための留学後のアフターケアの充実 (外務省)	留学・帰国後の現地におけるネットワークづくりへの支援、親日家・知日家集団である各国の帰国留学生会等の活動全般への支援を更に充実する。	改定・教育ウ	逐次実施		
専修学校の校舎面積基準の弾力化 (文部科学省)	専修学校の校舎面積基準のうち、収容定員に応じて加算される基準面積について、履修形態等特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には基準面積を減ずる。【専修学校設置基準の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第34号)】	改定・教育ウ	措置済		
大学、大学院及び学部・学科の設置認	a 大学教育の質を確保する観点から、大学、大学院及び学部・学科の設置認可に当たっては、大学設置・学校法人審議会における審査の果た	改定・教育ウ		検討	措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
可に関する 審査方法の 改善 (文部科学省)	<p>す役割が極めて重要である。社会の変化に対応して、設置認可申請の内容は多様化してきており、公平性や透明性を確保しつつ、審査方法の工夫改善を図っていくことが今後も必要である。</p> <p>こうした観点から、大学設置・学校法人審議会においては、議事要旨や申請書類、審査資料の開示や専門委員を含めた委員氏名の公表等を積極的に進めてきているところであるが、今後、申請者等の取組に資する参考情報の提供（例えば、教員審査に関する事例の紹介、専任教員の要件・目安の一層の明確化）等の措置を検討する。</p>				
	<p>b 平成16年度からは、申請者の意向を踏まえて第一線で活躍する産業人などを参考人として委嘱し、その意見を審査の参考とする「参考人制度」を新たに試行しているところであるが、今後、上記の観点や趣旨が一層生きるよう、「参考人制度」を本格的に実施する。</p> <p>【参考人委嘱実施要領（平成17年5月16日）】</p>				
外国大学の 日本校の我が 国の教育制度 上における位 置付けの明確 化 (文部科学省)	<p>外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては、外国大学の日本校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できた場合に、我が国の教育制度と接続（大学院入学資格、単位互換等）することができるよう、今後中央教育審議会での審議を経て、新たに制度的措置を講ずる。【学校教育法施行規則の一部改正（平成16年12月13日文部科学省令42号）】</p>	改定・教 育ウ	措置済		
外国大学の 日本校の我が 国の教育制度 上における位 置付けの明確 化に伴う通学	<p>文部科学省における外国大学の日本校の教育制度上の位置付けに係る対応を踏まえた上で、当該対応について鉄道事業者に周知する。【外国大学の日本校の我が国の教育制度上における位置付けの明確化について（平成16年12月14国土交通省鉄道局業務課事務連絡）】</p>	改定・教 育ウ	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
定期の学生割引適用に関する告知 (国土交通省)					
学則変更の届出に係る手続きの簡素化 (文部科学省)	インターネット上で学則を公開している大学からの学則変更届出について、手続きの簡素化を認めるための所要の措置を講じる。 【私立大学等の学長変更及び公私立大学等の学則変更等の届出について(平成17年9月30日高等教育局長通知)】	改定・教育ウ		措置済	
実務家教員を含めた大学教員に関する審査の観点の明確化等 (文部科学省)	地域の教育研究のニーズに応じた大学の新設・改組等を支援する観点から、申請者の意向を踏まえて選任された「参考人」が審査に参画する「参考人制度」(本年度から試行的に実施)につき、本格実施へ移行する。また、実務家教員を含め、大学における教員に求められる要素や専任教員の位置づけなど、教員及び教員組織に関する審査の観点の明確化について検討し、所要の措置を講じる。	改定・教育ウ		措置	
21 大学図書館に関する審査の観点の改善 (文部科学省)	IT技術の発達に伴い、電子ジャーナルやデータベース、大学図書館間情報ネットワークの普及が進んでいる状況を踏まえ、大学図書館の整備に関する設置審査の観点・取り扱いの見直しを検討し、申請者の利便に資するよう、所要の措置を講じる。	改定・教育ウ21		措置	
22 教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保 (文部科学省)	制度の創設が検討されている教職大学院の修了者の採用・処遇については、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応する。	重点・教育1(1)			逐次実施
23 専修学校における多様なメディア	多様なメディアを高度に利用した授業について、現行制度では、総授業時数の2分の1以内とされているが、一定の範囲内で実習や対面授業を	別表4-833		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
を利用して行う授業時数の拡大 (文部科学省)	取り入れた上で、現行の2分の1を超えて行うことができるようにする。 【専修学校設置基準の一部を改正する省令(平成18年文部科学省令第1号)】				
24 農林水産省 所管独立行政法人水産大学 校への「学芸員」の認定について (文部科学省)	水産大学校を始め対象となる全国の大学校の実態や要望・意向を把握する。その調査結果を踏まえ、必要に応じて博物館に関する科目に相当する科目の単位を取得し、当該大学校を卒業した者は学芸員の資格を有する者とするための省令の改正を検討する。	別表3 - 11			検討・結論

工 研究開発等

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
研究者の資質向上のための機会の拡大 (内閣官房、【人事院】)	国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	改定・教育工	平成18年度までに措置		
寄付金、受託研究等の扱いに係る競争的環境の整備 (文部科学省)	国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、受託研究等の扱いが国公私の大学で相互に競争的になるようにすることを検討し、所要の措置を講じる。【日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度の改善について(平成16年3月29日高等教育局長通知)】	改定・教育工	措置済		
大学と企業の実務者等による交流の推進 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。	改定・教育工	措置・継続的推進		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
省、国土交通省、環境省)					
大学教員の裁量労働制の周知 (厚生労働省) <雇用イ eの再掲>	最も裁量性の高い職種と考えられる大学教員については、大臣告示の見直し(平成15年厚生労働省告示第354号)により「大学における教授研究の業務」が専門型裁量労働制の対象業務になったところであるが、今後その周知徹底を図る。	改定・教育工	措置済		
国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得の容認 (文部科学省)	国立大学法人の研究成果の活用に関する自主性を高め、国立大学法人の保有する技術の産業分野への移転を促進するため、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得について、業務の自己増殖的な膨張の防止に十分留意しつつ検討し、結論を得る。【平成17年3月文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価により株式を取得する場合の取扱いについて」】	改定・教育工	措置済		
競争的研究資金制度の改善 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	a 年度当初から研究を開始するものについては、公募・審査を前年度から実施すること等により、研究費交付時期を年度当初に近づけるよう可能な限り早期化し、交付決定する。	改定・教育工	措置済		
	b 研究費は、備品費、消耗品費、役務費、旅費等の費目で構成されており、費目間の振替が制限されているが、例えば、費目額の30%の振替を認める等、法律上可能な範囲で弾力的な研究が行えるようにする。		措置済		
	c 年度を越えた研究を可能にするため、必要に応じ全ての競争的研究資金制度が繰越明許できるよう措置を検討し、所要の措置を講じる。		措置済		
	d 研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図る。		平成16年度以降継続的に措置		
	e 研究費の不正使用を行った研究者については、一定期間研究費を交付しない制度を設けること等、不正行為の防止策を策定する。		措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
科学技術振興機構の実施する業務 (文部科学省) <市場ウの再掲>	b 科学技術振興機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部(新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等)を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。 したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組みの構築を図る。今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていく。	重点・市場(2) ア			逐次実施
	c 科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績等)や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十				逐次実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>分な質・量の研究業績等を踏まえて、厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。</p> <p>いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとする。</p> <p>併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築する。</p> <p>d 科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることをも踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。</p>				執行事務の改善につき逐次実施、業務の効率化につき検討
地域新生コンソーシアム研究開発事業に係る成果報告書の簡素化 (経済産業省)	地域新生コンソーシアム研究開発委託事業に係る成果報告書について、平成16年度中に、報告項目の整理、報告書ページ数の削減、2年度に亘る研究開発の1年度目の報告について簡潔な報告が可能なものは簡素化を許容する等の簡素化に係る検討を行い、当該年度の事業に係る成果報告より、その改善を図る。	改定・教育工	措置済		
研究開発補助金のテストピース等保管規定の廃止 (経済産業省)	研究開発における仕損じ品やテストピース等の保管については、額の確定後であれば写真等の保管により代用可能とすることができるよう実施要領を改正する。	改定・教育工	措置済		
統計業務の民間開放推進 (総務省及び関係府省)	a 指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進する。	改定・教育工		逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	b 指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広く民間開放を推進する。			逐次実施	
酒類の研究の見直しの検討 (財務省)	酒類総合研究所の組織及び業務について、民間開放を推進すること等を含めた平成15年の閣議決定通りにその見直しを検討する。	改定・教育工		措置済	
民間給与水準の調査業務 【人事院】	人事院は毎年行う給与勧告に際し、民間の給与実態調査を都道府県市特別区人事委員会と共同で実施しているが、民間事業者への部分的な業務委託にとどまっていることから、業務の包括的な民間委託等も含め、更なる民間開放を推進する。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	重点・官業(1)			措置

オ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等の該当要件の周知徹底 (文部科学省)	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等の取扱いについて、社会教育施設(公民館)の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、地域を活動拠点としている総合型地域スポーツクラブの事務室として使用することが現行制度下でも対応可能である点を周知徹底する。	別表 1 - 9		措置済	
独立行政法人国立美術館 (文部科学省)	国立美術館については、既に清掃業務、会場管理業務、レストラン運営業務、情報案内業務等について外部委託を行ってきたが、今後とも質の高いサービスを低廉なコストでできるものがあるか検討しつつ、施設管理、展示設営業務などの業務の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託を一層推進する。 その際、平成 18 年度に開館する国立新美術館も含めた 5 館それぞれの特質等に留意するとともに、政府全体における民間開放・市場化テスト	重点・官業(2)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	に関する議論及びその実績や地方公共団体等における公立美術館の運営・管理の動向をも注視し、更なる質の向上のための検討や工夫を速やかに行う。				
独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所 (文部科学省)	国立博物館等については、既に清掃業務、会場管理業務、レストラン運営業務、情報案内業務等について外部委託を行ってきたが、今後とも質の高いサービスを低廉なコストでできるものがあるか検討しつつ、施設管理、展示設営業務などの業務の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託を一層推進する。 その際、各博物館における特質等に留意するとともに、政府全体における民間開放・市場化テストに関する議論及びその実績や地方公共団体等における公立博物館の運営・管理の動向をも注視し、更なる質の向上のための検討や工夫を速やかに行う。	重点・官業(2)			措置

各学校が公開すべき情報項目

(学校運営に関する情報)

- ・ 学校の教育目標、経営方針
- ・ 学校の特色、改善が必要な点
- ・ 学校運営協議会の設置状況、保護者・児童生徒の運営に対する関与の状況
- ・ 職員会議録
- ・ 学校行事の内容
- ・ 部活動の内容

(教科・教材等に関する情報)

- ・ 指導計画、授業時数、時間割、総合的な学習の時間の内容
- ・ 採用している教科書、副教材

(教職員に関する情報)

- ・ 教職員の担当学年、担当教科、校務分掌
- ・ 学校長、教頭、各教職員の経歴
- ・ 教職員に対する校内研修の内容

(就学児童・生徒に関する情報)

- ・ 欠席率
- ・ 進学実績、進路状況

(評価に関する情報)

- ・ 保護者、児童・生徒による授業評価結果・満足度調査結果
- ・ 学校の自己評価、外部評価結果

(会計に関する情報)

- ・ 学校の財務状況(決算報告書) 予算執行状況

(入学、転入・転出に関する情報)

- ・ 入学者選抜の方法(選抜基準など)
- ・ 学校選択における定員超過の際の選抜基準の詳細
- ・ 転入、転出生徒数

(学校の問題に関する情報)

- ・ 生徒指導上の諸問題及びそれに対する学校による対処や指導の状況等の実態
- ・ 学校への苦情、及び改善提案に関する情報

(危機管理に関する情報)

・保健安全、防犯対策、防災対策に関する情報